

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問（情）第147号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定及び行政文書不開示決定で不開示とした情報のうち、別表に掲げる部分を除き開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年5月23日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- (1) 総務企画部人事室が平成16年4月30日付けで発表した二人の職員に係る懲戒処分について、当該懲戒処分に至った事実関係並びに法的判断を記録した全ての文書（単なる決裁文書だけに限らず、職場における監督者責任の有無を判断する文書等を含む。）（以下「本件請求1」という。）
- (2) (1)の職員のうち厚生環境局の男性職員が平成15年3月にも職場の上司を殴ったとして停職2か月の処分を受けた際の事実関係及び法的判断を記録した全ての文書（以下「本件請求2」という。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求1の対象となる行政文書として平成16年4月30日付け懲戒処分に関する起案文書（以下「文書1」という。）及び起案文書以外の文書（聴取書・報告書）（以下「文書2」という。）を、本件請求2の対象となる行政文書として平成15年3月28日付け懲戒処分に関する起案文書（以下「文書3」という。）及び起案文書以外の文書（聴取書・報告書）（以下「文書4」といい、文書1から文書4までを「本件対象文書」と総称する。）を特定の上、文書1及び文書3については行政文書部分開示決定（以下「本件処分1」という。）を、文書2及び文書4については行政文書不開示決定（以下「本件処分2」という。）を行い、それぞれ平成16年6月2日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年6月27日、本件処分1及び本件処分2を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分1及び本件処分2のうち、条例第10条第6号を理由に不開示とした部分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

文書3の別紙として作成した「上司に対して暴力を振るった職員の処分について(案)」の中の「4 事案の検討」、「5 処分の程度」及び「7 その他」の全てを黒く塗りつぶした文書が開示された。

また、文書1の「傷害事件を起こした職員の処分について」の中の「4 加害職員の行為について」及び「5 処分内容の検討」のうち、「停職1月とすることが相当である。」を除く全てを黒く塗りつぶした文書が開示された。さらに、同文書の「暴力行為を行った職員の処分について」の中の「5 加害職員の行為について」、「6 処分内容の検討」のうち、「停職3月とすることが相当である。」という部分を除いて全てを黒く塗りつぶした文書が開示された。

これらの行為は、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報が含まれているため」という条例の規定を著しく拡大解釈した、いわゆる裁量権の濫用行為である。職員の非行が繰り返し報道される事態を実施機関は全く反省せず、言い換えれば、具体的な改善策を何も示さないという怠慢を、非行の事実(監督者責任を含む。)並びに因果関係の情報を開示しない方法で隠匿しようと画策しているものである。

文書2及び文書4についても、同じような拡大解釈で真実を隠匿しようと画策しているものであることから、職場の執務環境や監督者責任の判定にかかわる非行の事実関係及び因果関係の情報を速やかに開示するよう要求する。

理由説明書に記述された不開示決定等の理由では、条例第10条第6号の行政執行情報に該当することが説明されている。しかし、同号の本文又は、イからホまでのいずれに該当するのか、明確な説明を意図的に回避している。さらに、理由説明書では、「今後、非違行為を行った職員が、処分を免れる(あるいは軽減する)ために過去の類例を参照することが可能になるなど、今後の懲戒処分の実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるため」と、実施機関の職員による一方的、かつ独特な条例の拡大解釈が強行されている。個人情報を除いて、監督者責任に関する記述を含む非行の事実関係を記録した部分を開示するよう要求する。

理由説明書では、不開示決定とされた説明について「関係者が事情聴取において事実をありのままに述べることに消極的になるなどして、懲戒処分の決定に必要な具体的・客観的な情報が十分に得られなくなるおそれがあるなど、今後の懲戒処分の実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」と記述されているが、これについても、個人情報を除いて、監督者責任に関する記述を含む非行の事実関係を記録した部分を開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分1及び本件処分2を行った理由は、

おおむね次のとおりである。

1 本件処分1を行った理由

(1) 文書1の構成は次のとおりである。

- ア 職員の懲戒処分(2件)について(伺い)
- イ 農林局 第1案「人事異動通知書」
- ウ 農林局 第2案「処分説明書」
- エ 農林局 第3案「職員の処分について(通知)」
- オ 農林局 第4案「資料提供 職員の処分について」
- カ 農林局 検討資料
- キ 厚生環境局 第1案「人事異動通知書」
- ク 厚生環境局 第2案「処分説明書」
- ケ 厚生環境局 第3案「職員の処分について(通知)」
- コ 厚生環境局 第4案「資料提供 職員の処分について」
- サ 厚生環境局 検討資料

(2) 文書3の構成は次のとおりである。

- ア 職員の懲戒処分について(伺い)
- イ 第1案「人事異動通知書」
- ウ 第2案「処分説明書」
- エ 第3案「職員の処分について(通知)」
- オ 第4案「資料提供 職員の処分について」
- カ 検討資料

(3) このうち、(1)オ及びコ並びに(2)オについては、条例第10条の各号に該当する情報が認められなかったため、全文を開示したが、(1)アからエまで及びキからケまで並びに(2)アからエまでについては、同条第2号の個人情報に該当する部分について不開示とした。

これは、公務員といえども、個人として保護されるべきプライバシーが存在し、懲戒処分等の職員の身分取扱い上の処遇に関する情報は、「本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるもの」(平成10年11月12日東京地裁判決)に該当し、個人情報として保護されるべきものであるためである。

なお、条例第10条第2号ただし書は、公務員の職務の遂行に係る情報は、個人情報から除くと定めるが、当該処分を受けるに至ったことは、職務の遂行に係る情報に当たるとは考えられない。

(4) また、(1)カ及びサ並びに(2)カについては、条例第10条第2号の個人情報に該当する部分以外にも、同条第6号の行政執行情報に該当する部分についても不開示とした。

これは、職員に対する懲戒処分の検討は、人事管理に係る事務の中でも極めてデリケートな性質のものであり、また、事実認定や処分内容の検討の過程が公にされれば、今後、非違行為を行った職員が、処分を免れる(あるいは軽減する)ために過去の類例を参照することが可能になるなど、今後の懲戒処分の

実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるためである。

2 本件処分2を行った理由

- (1) 文書2及び文書4としては、被処分者の顛末書や関係者等の聴取書、所属の報告書などが存在するが、これらについては、条例第10条第2号の個人情報及び同条第6号の行政執行情報に該当するため不開示とした。
- (2) 職員に対する懲戒処分は、人事管理に係る事務の中でも極めてデリケートな性質のものであり、また、これらの情報が開示されることになると関係者が事情聴取において事実をありのままに述べることに消極的になるなどして、懲戒処分の決定に必要な具体的・客観的な情報が十分に得られなくなるおそれがあるなど、今後の懲戒処分の実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためである。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、傷害事件を起こした地域事務所農林局所属の職員及び暴力行為を行った地域事務所厚生環境局の職員について平成16年4月30日付けで懲戒処分（以下農林局所属の職員に対する処分を「本件懲戒処分1」、厚生環境局の職員に対する処分を「本件懲戒処分2」という。）を実施するために実施機関の担当者が起案し、決裁された文書一式及び被処分者の顛末書、関係者の聴取書、所属の報告書等起案文書以外の文書、また、本件懲戒処分2の被処分者が以前起こした暴力行為について平成15年3月28日付け懲戒処分（以下「本件懲戒処分3」という。）を実施するために実施機関の担当者が起案し、決裁された文書一式及び被処分者の顛末書、関係者の聴取書、所属の報告書等の起案文書以外の文書である。

このうち、異議申立人が開示すべきと主張しているのは、懲戒処分に関する起案文書である文書1のうち前記第4の1（1）に掲げるカの「農林局 検討資料」（以下「本件検討資料1」という。）及びサの「厚生環境局 検討資料」（以下「本件検討資料2」という。）の一部、同じく文書3のうち前記第4の1（2）に掲げるカの「検討資料」（以下「本件検討資料3」といい、本件検討資料1から本件検討資料3までを総称して「本件検討資料」という。）の一部並びに起案文書以外の文書（聴取書・報告書）である文書2及び文書4において、条例第10条第6号により不開示とされた情報であると認められることから、これらの文書について同号の不開示情報該当性を検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 条例第10条第6号の不開示情報該当性について

条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な

遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものであるが、その判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではないと解するのが相当である。

すなわち、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、具体的な蓋然性が認められなければならない。

ア 本件検討資料について

異議申立人は、本件検討資料については、前記第3の2のとおり、本件検討資料1の「4 加害職員の行為について」、「5 処分内容の検討」、本件検討資料2の「5 加害職員の行為について」、「6 処分内容の検討」並びに本件検討資料3の「4 事案の検討」、「5 処分の程度」及び「7 その他」において不開示分の開示を求めていると認められることから、これらの項目に記載されている内容について、条例第10条第6号の不開示情報該当性を検討する。

当審査会において、これらの項目に記載されている内容を見分したところ、本件懲戒処分1から3までの処分内容を決定するために実施機関が考慮した事情、具体的な検討内容等の情報であった。これらの情報は、処分内容の検討の過程を示すものであり、記者発表資料で公表されている情報を除き、これらを開示すると、懲戒処分の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報を明らかにすることとなり、公正かつ円滑な懲戒処分の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、これらの項目に記載されている内容は、記者発表資料で公表されている情報を除き、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められる。

イ 文書2及び文書4について

当審査会において文書2及び文書4を見分したところ、起案文書以外の文書（聴取書・報告書）として作成されている文書はおおむね次のとおりであり、文書ごとに条例第10条第6号該当性を検討する。

- (ア) 事情聴取記録
- (イ) 聞取書（本件懲戒処分1のみ）
- (ウ) 実施機関への報告文書等
- (エ) 被処分者の顛末書
- (オ) 被処分者の誓約書（本件懲戒処分2のみ）

(ア) 事情聴取記録について

被処分者及び被害者の事情聴取記録には、①実施概要（事情聴取を行った日時、場所、被聴取者の職氏名、聴取者の職氏名及び立会者の職氏名）及び②質問内容とそれに対する回答内容の詳細が記載されており、実施機関によれば、質問内容とそれに対する回答内容の公表が前提となると、前記第4の2（2）のとおり、事案の関係者が事情聴取において事実をありのままに述べることに消極的になるなどして、懲戒処分の決定に必要な具

体的・客観的な情報が十分に得られなくなるおそれがあるなど、今後の懲戒処分の実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるということであった。

確かに、被処分者に対する事情聴取については、その内容が公にされると、実施機関がどのような手法で被処分者から供述を引き出していくのかといったノウハウが明らかになるおそれがあると認められる。そうすると、今後事情聴取を行う際に、処分の対象となり得る者が事情聴取で質問される内容を事前に想定し、自分に有利な回答を準備することが可能となることなどから、正確な事実関係や率直な心情の把握が困難となり、ひいては、懲戒処分を決定するために必要な具体的・客観的な情報が得られなくなるなど、将来の同種の処分関係事務の公正かつ円滑な実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

また、傷害事件や暴力行為の具体的・客観的な情報を把握するために被害者の事情聴取を行うことについて、被害者の回答内容が公にされれば、被害者が被処分者からの報復を恐れ、事情聴取で率直な心情を伝えることや詳細な情報を提供することに消極的になるなどし、結果として被害の実態及び正確な事実関係の把握が困難になり、ひいては処分関係事務の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

一方、事情聴取を行った日時、場所等①実施概要の記載については、これらが公にされることをもって直ちに事実関係の把握に支障が生じるおそれがあるとまではいえない。

したがって、事情聴取記録のうち、②質問内容とそれに対する回答内容の詳細が記された部分については、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が不開示としたことは妥当であるものの、①実施概要に記載の情報については、同号の不開示情報に該当するものとは認められない。

(イ) 聞取書について

本件懲戒処分1の関係文書として添付されている聞取書には、①定型的事項（表題、聞取りの日時及び方法、聞取りの相手方の所属・氏名等、聞き取りを行った実施機関の職員の所属・氏名等）及び②内容（聞取りの相手方である被害者の関係者から聞き取った内容等）が記載されており、実施機関は、これらの情報が開示されることになると、関係者が事実をありのままに述べることに消極的になるなどして、懲戒処分の決定に必要な具体的・客観的な情報が十分に得られなくなるおそれがあるなど、今後の懲戒処分の実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

確かに、②内容のうち関係者から聞き取った被害者の状況に関する情報については、その内容が公にされることになると、関係者が詳細な情報を提供することに消極的になるなどし、結果として被害の実態及び正確な事実関係の把握が困難になり、ひいては処分関係事務の円滑な実施に支障を

及ぼすおそれがあると認められる。

しかしながら、①定型的事項及び②内容のうち実施機関の職員の発言内容については、被処分者の懲戒処分を決定するために必要な情報には当たらず、公にしても事実関係の把握と適正な処分決定に支障が生じるおそれがあるとまではいえない。

したがって、聞取書について②内容のうち、関係者から聞き取った被害者の状況に関する情報は、条例第10条第6号の不開示情報に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当であるが、これ以外の部分については、同号の不開示情報に該当するものとは認められない。

(ウ) 実施機関への報告文書等について

a 本件懲戒処分1の場合

本件懲戒処分1の関係文書として添付されている実施機関への報告文書等は、被処分者の所属の管理監督者が関係者等と面会、協議等した内容を記録した文書で、面会等の日時、場所、面会等した相手方等の氏名等とともに、その際のやり取りの概要が記載されていた。

面会等の日時、場所、面会等した相手方の氏名等の情報は、被処分者の懲戒処分を決定するために必要な情報には当たらず、これを公にしても、事実関係の把握と適正な処分決定に支障が生じるおそれがあるとまではいえない。

また、やり取りの概要は、所属を訪れた被処分者の両親とのやり取り、あるいは、所轄警察署との協議におけるやり取りをまとめたものであり、被処分者の懲戒処分を決定するために必要な情報には当たらず、前記(イ)と同様、公にしても、事実関係の把握と適正な処分決定に重大な支障が生じるおそれがあるとまではいえない。

以上のことから、実施機関への報告文書等に記載された情報は、いずれも条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

b 本件懲戒処分2の場合

本件懲戒処分2の関係文書として添付されている報告文書等は、被処分者の所属を統括する本庁の部の幹事室(以下単に「幹事室」という。)が本件懲戒処分2の事案の対応案についてまとめた文書であり、事案の概要、被処分者の状況、部の意見等の項目名とその内容が記載されており、資料として次の文書が添付されていた。

- ① 本件懲戒処分3に係る暴力行為発生以降の経緯を記載した文書
- ② 本件懲戒処分2に係る暴力行為の詳細を記載した文書
- ③ 所属の管理監督者が被処分者から本件懲戒処分2に係る暴力行為について聴取した内容とそれに対する指導状況を記載した文書
- ④ 本件懲戒処分3の後に職場復帰した被処分者に対する指導状況等を記載した文書
- ⑤ 被処分者の顛末書

このうち、事案の概要及び被処分者の状況の記載内容は、記者発表資

料で公表されている事案概要や被処分者が過去に受けた処分に関する情報と同程度のものと認められ、これを公表しても幹事室の職員が具体的な記述等を差し控えたり、混乱が生じたりするおそれがあるとまではいえず、また、項目名を開示しても、懲戒処分の執行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

しかしながら、部の意見等の項目名とその記載内容は、幹事室職員が被処分者の懲戒処分の量定判断のために取捨選択した情報、具体的な検討、考慮した事情、部の意見等の情報で、事実認定や処分内容の検討の過程を示すものであり、これらを開示すると、実施機関の懲戒処分の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報を明らかにすることとなるから、公正かつ円滑な懲戒処分の執行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第10条第6号の不開示情報に該当すると認められる。

次に、添付資料について、資料③のうち、所属の管理監督者が被処分者から本件懲戒処分2の暴力行為について聴取した内容は、前記（ア）で判断したとおり、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められるものの、これ以外の資料①及び資料②は、記者発表資料で公表されている暴力行為の詳細を記述したにすぎず、また、資料③のうち被処分者に対する指導状況等の内容及び資料④は、管理監督者としての職務を遂行した状況について記されているもので、これらを公にしても、事実認定や処分内容の検討の過程が推測されるおそれがあるとはいえず、今後の懲戒処分の実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

なお、資料⑤は、後記（エ）で本件懲戒処分1及び本件懲戒処分3の顛末書と併せて検討することとする。

以上のことから、対応案についてまとめた文書のうち幹事室の意見等として記載されている内容及び添付の資料③のうち所属の管理監督者が被処分者から聴取した内容については、条例第10条第6号の不開示情報に該当すると認められ、実施機関が不開示としたことは妥当であるものの、その他の情報については、同号の不開示情報に該当するものとは認められない。

c 本件懲戒処分3の場合

本件懲戒処分3の関係文書として添付されている報告文書等は、被処分者の所属の管理監督者が被処分者の勤務実績等についてまとめた文書で、被処分者の所属における勤務態度等が記載されていた。

懲戒処分を決定するために、実施機関が被処分者の日頃の勤務実績等を参照することは、通常想定し得ることであり、当該文書の存在が明らかになっても、事実認定や処分内容の検討の過程が推測されるおそれがあるとはいえず、今後の懲戒処分の実施に当たって事務の公正かつ円滑な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

したがって、所属の管理監督者が被処分者の勤務実績等についてまとめた文書は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

(エ) 被処分者の顛末書について

被処分者の顛末書には、事案の概要、経緯、事後の対応状況及び被処分者本人の反省や今後に向けての思い等が記載されていた。

なお、本件懲戒処分1の顛末書には、被処分者の刑事処分手続に関する文書、本件懲戒処分3の顛末書には状況報告書が添付されていた。

顛末書の内容について公にされることが前提となると、実施機関が前記第4の2(2)で説明するように、被処分者がそのことを意識して、事実をありのまま述べることに消極的になるおそれはあるものの、そもそも顛末書の作成は、被処分者本人に弁明の機会を与える意味を持つものでもあるから、自己に都合の悪い事実を必ずしも率直に述べるとは限らず、また、事実関係の認定に当たっては、事案の関係者からの事情聴取等に基づいて総合的に判断されるものであることからすると、被処分者の顛末書が公にされることをもって直ちに被処分者が率直かつ具体的な記述を差し控え、ひいては的確かつ詳細な状況の把握が困難となり、実施機関による公正かつ円滑な懲戒処分の執行に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。

次に、本件懲戒処分1の顛末書に添付されている被処分者の刑事処分手続に関する文書は、被処分者自らが顛末書に添付したものと考えられること、また、実施機関が本件請求に対し、文書1のうち前記第4の1(1)に掲げる力の「農林局 検討資料」として、被処分者に対する刑事処分手続について本件処分1において既に開示していることからすると、これらの文書を公にしたとしても被処分者が具体的な記述等を差し控えたり、混乱が生じたりするおそれがあるとまではいえない。

また、本件懲戒処分3の顛末書に添付されている状況報告書には、他の事案では顛末書本体に記載されている内容が記載されており、被処分者の顛末書と同様の文書と考えられることから、前段で判断したとおり、公にされることをもって、実施機関による公正かつ円滑な懲戒処分の執行に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。

以上のことから、被処分者の顛末書及び添付文書に記載された情報は、いずれも条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

(オ) 被処分者の誓約書

本件懲戒処分2の関係文書として添付されている被処分者の誓約書には、被処分者が本件懲戒処分2の事案を引き起こした当時の自身の状況や反省、今後に向けての思い等が日付及び被処分者の所属名、職名、氏名とともに記載されていた。

しかし、当該事案の事実関係についての記述は認められないことから、これを公にしたとしても、事実認定や処分内容の検討の過程が推測される

おそれがあるとはいえ、今後の懲戒処分の実施に当たって、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、被処分者の誓約書に記載された情報は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

(2) 条例第10条第2号の不開示情報該当性について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ここにいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、その情報と他の情報とを照合することにより、容易に特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。また、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、記載されている情報のみからでは、一般的には特定の個人を識別することはできないが、作文、カルテなど個人の人格と密接にかかわる情報などのように、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

実施機関は、異議申立人が開示を求める部分について、いずれも条例第10条第2号及び第6号に該当するとして本件処分1及び本件処分2を行っており、前記(1)において同条第6号の不開示情報に該当すると判断した情報（以下「第6号情報」という。）については、同条第2号の該当性を検討するまでもなく不開示が妥当であるため、第6号情報を除いた部分について同条第2号の該当性について検討する。

以上を踏まえて、当審査会において、本件検討資料、文書2及び文書4を見分したところ、第6号情報を除き、含まれる情報はおおむね次のとおり分類することができる。

- ア 日時及び場所を示す情報
- イ 表題及び項目名
- ウ 所属名（特定の所属が識別される情報を含む。以下同じ。）
- エ 職名及び氏名（印影を含む。以下同じ。）

- オ 年齢，生年月日，略歴，住所，本籍
- カ 非違行為を示す情報
- キ 事実行為等を示す情報
- ク 面会・協議におけるやり取りを示す情報
- ケ 謝罪，反省，決意等を示す情報
- コ 勤務態度，勤務実績及び評価を示す情報
- サ 刑事処分手続を示す情報

ア 日時及び場所を示す情報について

非違行為が行われた事実に係る日時及び場所を示す情報については，本件懲戒処分の事案が発生した所属が特定され，ひいては被処分者，被害者等特定の個人が識別される可能性が否定できず，また，傷害や暴行に係る事案においては，その非違行為が行われた事実に係る日時及び場所を示す情報は，被処分者個人が識別されなくても，公にすることにより，なお被害者個人の権利利益を害するおそれがあることから，条例第10条第2号の不開示情報に該当すると認められ，実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

しかしながら，非違行為が行われた事実に係る日時及び場所を示す情報であっても実施機関が既に記者発表資料で公表している情報は条例第10条第2号ただし書イにより開示すべきであり，また，実施機関が行った事情聴取等，非違行為に直接関係しない事実に係る日時及び場所を示す情報は，いずれも特定の個人が識別され若しくは識別され得るものとは認められないため，開示すべきである。

イ 表題及び項目名について

表題及び項目名については，被処分者及び被害者等特定の個人が識別され，若しくは識別され得る情報とは認め難く，条例第10条第2号の不開示情報に該当するものとは認められないため，開示すべきである。

なお，文書の表題及び項目名に，後述するイからサまでの各項において不開示妥当と判断した情報が含まれている場合には，それらの情報は不開示とするものである。

ウ 所属名について

所属名は，個人に関する情報であり，このうち，被処分者及び被害者の所属名を公にした場合，被処分者，被害者等特定の個人が識別される可能性が否定できないことから，条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められ，実施機関が不開示としたことは妥当である。

しかしながら，既に記者発表資料により公にされている所属名の一部については，同号ただし書イにより開示すべきである。

また，人事担当部署及び幹事室の名称については，これを開示しても特定の個人が識別されるとは考えられず，条例第10条第2号の不開示情報に該当するものとは認められないため，開示すべきである。

エ 職名及び氏名について

(ア) 職名について

職名は、個人に関する情報であり、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当するものであるが、当該情報は公務員の職務の遂行に係る情報（以下「職務遂行情報」という。）に該当するものと認められるため、同号ただし書ハにより開示すべきである。なお、本件懲戒処分3の被処分者の職名は、既に記者発表資料において公表されていることから、同号ただし書イにも該当するものである。

しかしながら、当該情報のうち被害者の職名には所属を示す情報が含まれており、記者発表資料で所属名の一部が公表されていることを踏まえると、公にした場合、被処分者及び被害者の所属が特定されるなどし、ひいては被処分者、被害者等特定の個人が識別され得るものと認められるため、実施機関がこれらを不開示としたことは妥当である。

(イ) 氏名について

氏名は、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当するものであるが、「広島県職員録」（以下「職員録」という。）により公表されている実施機関の職員の氏名、あるいは公表されている官公庁の職員の氏名については、法令等の規定又は慣行として公にされている情報と認められるため、原則として、同号ただし書イにより開示すべきである。

もつとも、懲戒処分を受けた職員、あるいは暴行を受けた職員として、被処分者及び被害者の氏名が公表されているものではないところ、被処分者、被害者を含む各事案に関係した職員の氏名を公にすると、職員録等の他の情報と照合することにより所属が容易に特定され、ひいては被処分者、被害者等特定の個人が識別されるおそれがあると認められる。

したがって、各事案に関係した職員の氏名及び被害者の関係者等職員以外の者の氏名については、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当であるものの、各事案に関係した職員以外の実施機関の職員及び官公庁の職員の氏名は、同号ただし書イにより開示すべきである。

なお、弁護士の氏名は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であるから、条例第10条第2号の該当性を判断するものではなく、同条第3号の該当性を判断すべきであるが、被処分者の弁護士を務めたことが、事業を営む弁護士の地位を不当に害するとは考えられず、同号にも該当しないため、開示すべきである。

オ 年齢、生年月日、略歴、住所、本籍について

年齢、生年月日、略歴、住所及び本籍は、個人に関する情報であり、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関がこれらを不開示としたことは妥当である、

しかしながら、このうちの被処分者の年齢は、記者発表資料で公表されていることから、同号ただし書イに該当し開示すべきである。

カ 非違行為を示す情報について

非違行為を示す情報のうち、記者発表資料で公表されている情報は、条例

第10条第2号ただし書イにより開示すべきであるが、公表されていない情報については、非違行為が行われた状況や被害者等に対して必要な配慮の程度が事案によって異なるため、以下、本件懲戒処分1の事案と本件懲戒処分2及び3の事案に分けて検討するものとする。

(ア) 本件懲戒処分1の事案について

本件懲戒処分1の非違行為は、公務外で行われたものであるから、当該事案の非違行為を示す情報は、職務遂行情報に当たらないものと認められ、また、特定の個人を識別することができないものの、公にすることにより、なお被害者個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

(イ) 本件懲戒処分2及び3の事案について

本件懲戒処分2及び3の非違行為は、同一の被処分者が職場で起こした上司への暴力行為であるが、当該行為が当該被処分者の分掌する職務ではなく、職務遂行情報に当たらないことは明らかである。

そして、文書4に記載されている本件懲戒処分2の被処分者が発した具体的な暴言は、被処分者の心情が吐露されたものであり、個人の人格に密接にかかわる情報であると認められるため、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

一方、被処分者の発言であっても暴言とはいえない内容や非違行為の詳細などは、特定の個人が識別されたり、公にしても個人の権利利益を害するおそれがあると認められないため、開示すべきである。

キ 事実行為等を示す情報について

事実行為等を示す情報については、当該事実行為等が公務員の職務として行われたものであれば、純然たる私事にわたる情報に該当するものではないため、条例の規定により不開示とすることとされている場合等を除き、職務遂行情報として開示すべきである。

一方、被処分者の関係者等一般私人による事実行為等を示す情報又は公務員であっても私人として行った事実行為等を示す情報については、基本的に個人に関する情報に該当するものであり、このうち、特定の個人が識別されたり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関が不開示としたことは妥当である。

ただし、特定の個人が識別されたり、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められない情報については、開示すべきである。

ク 面会・協議におけるやり取りを示す情報について

被処分者の所属の管理監督者が関係者等と面会、協議したやり取りの概要のうち、公にすると、既に公表されている他の情報から被処分者、被害者等の特定個人が識別される可能性が否定できない情報又は被害者や関係者等特定の個人を識別することはできなくてもなお当該個人の権利利益を害するおそれがある情報については、条例第10条第2号の不開示情報に該当する

ものと認められるため、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当であるものの、被処分者及び被害者の関係者等の具体的な発言内容のうち、公にしても特定の個人が識別されるおそれのない情報及び被害者や関係者等の権利利益を害するおそれがないものについては、同号の不開示情報に該当するとは認められないため、開示すべきである。

ケ 謝罪、反省、決意等を示す情報について

被処分者の謝罪、反省、決意等（以下「謝罪等」という。）を示す情報については、前記カ（イ）と同様に、個人の人格に密接にかかわる情報であるから、職務遂行情報には当たらないものと認められる。

したがって、謝罪等を示す情報は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

コ 勤務態度、勤務実績及び評価を示す情報について

勤務態度、勤務実績及び評価（以下「勤務態度等」という。）を示す情報は、公務員の職務に関連した情報であっても、個人の資質、名誉にかかわる当該公務員固有の情報としてみだりに公にされるべきではないことから、職務遂行情報に当たらないものと認められる。

したがって、勤務態度等を示す情報は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

サ 刑事処分手続を示す情報について

本件懲戒処分1の被処分者に対する刑事処分手続を示す情報のうち、事件番号等については、刑事処分手続に関する文書が裁判所で原則誰でも閲覧できることなどからすると、公にすることにより、被処分者等特定の個人が識別される可能性が否定できないことから、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

もっとも、罰金の額等については、特定の個人が識別される情報とは認められず、また、前記（1）イ（エ）で述べたとおり、実施機関が本件請求に対し、被処分者に対する刑事処分手続が行われたことを開示していることからすると、当該手続の具体的な内容を明らかにしても、被処分者個人の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められないため、開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 当審査会において不開示が妥当であると判断する部分

文書区分	指示番号・項目名	不開示が妥当であると判断する部分
全文書共通		<ul style="list-style-type: none"> ・被処分者及び被害者の所属名（記者発表資料で公表されている所属名の一部を除く。） ・被処分者の氏名（印影を含む。）及び略歴 ・被害者の氏名，職名及び年齢 ・被処分者及び被害者の所属に係る所属の職員（管理監督者を含む。）の氏名及び職名
文書 1	本件検討資料 1	
	3 事案の概要	1 行目15文字目から26文字目まで
	4 加害職員の行為について	記載内容（9 行目20文字目から行末までを除く。）
	5 処分内容の検討	記載内容（2 枚目 9 行目14文字目から行末までを除く。）
	本件検討資料 2	
	5 加害職員の行為について	記載内容（7 行目18文字目から行末までを除く。）
文書 3	本件検討資料 3	
	4 事案の検討	記載内容（6 行目29文字目から7 行目 4 文字目までを除く。）
	5 処分の程度	記載内容の全て
	7 その他	記載内容の全て
文書 2	〔本件懲戒処分 1〕	
	事情聴取記録	質問内容とそれに対する回答内容の詳細の全て
	聞取書（16.4.8）	<ul style="list-style-type: none"> ・聞取りの相手方の所属名，職名，及び電話番号 ・表題を除き，聞き取った内容の記載内容のうち6 行目から12行目まで
	実施機関への報告文書等（16.36.29 9:00～）	<ul style="list-style-type: none"> ・面接者の職名，氏名 ・来訪者の氏名，連絡先 ・表題，定型的事項を除く記載内容の2 行目から最後まで
	実施機関への報告文書等（16.3.29 11:50～）	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問者の氏名，連絡先，同席者の氏名及び職名 ・表題，定型的事項を除く記載内容の2 行目から最後まで
	実施機関への報告文書等（16.3.29 15:00～）	<ul style="list-style-type: none"> ・面接者の職名，氏名 ・来訪者の氏名，連絡先 ・表題，定型的事項を除く記載内容の3 行目から最後まで

	実施機関への報告文書等 (16.3.23)	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄警察署の名称 ・警察職員の氏名 ・面接者の氏名, 職名 ・表題, 定型的事項を除く記載内容の4行目から最後まで 	
	聞取書 (16.3.20)	<ul style="list-style-type: none"> ・決裁欄下のメモ書き ・聞取りの相手の所属名, 職名, 氏名及び電話番号 ・表題を除き, 聞き取った内容の記載内容のうち, 3行目29文字目から33文字目まで及び6行目から18行目まで 	
	顛末書	<p>表題, 文書末尾の日付及び被処分者の氏名 (自署及び押印) を除く本文中,</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4行目及び5行目 (ただし, 指示番号を除く。) ・6行目5文字目から7行目30文字目まで (同上) ・9行目から19行目目まで (同上) ・21行目から26行目まで 	
	刑事処分手続に関する文書①	<ul style="list-style-type: none"> ・検察庁の事件管理番号 ・管轄裁判所, 検察庁の名称 ・被処分者の本籍地, 住所及び生年月日 ・「公訴事実」の記載内容中, 1行目13文字目から2行目35文字目まで, 3行目22文字目から25文字目まで及び4行目22文字目まで25文字目まで 	
	刑事処分手続に関する文書②	<ul style="list-style-type: none"> ・事件番号 ・管轄裁判所の名称 	
	刑事処分手続に関する文書③	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄検察庁の名称 	
	[本件懲戒処分2]		
	事情聴取記録①②	<ul style="list-style-type: none"> ・質問内容とそれに対する回答内容の詳細の全て 	
	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・表題, 定型的事項を除く本文記載内容の全て 	
	実施機関への報告文書等	3	<p>記載内容のうち,</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1行目46文字目から2行目6文字目まで及び6行目23文字目から7行目行末まで
		4	<ul style="list-style-type: none"> ・項目名 (指示番号を除く。) 及び記載内容の全て
		5	<ul style="list-style-type: none"> ・記載内容の全て
	実施機関への報告文書等 (添付文書②)	<p>記載内容のうち,</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2行目14文字目から31文字目まで及び13行目1文字目から35文字目まで 	
	実施機関への報告文書等 (添付文書③)	<ul style="list-style-type: none"> ・確認者の氏名, 職名 ・指導状況等の記載内容のうち, ②の記載内容の全て 	

	実施機関への報告文書等 (添付文書④)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表中「態度・状況等」欄の記載内容の全て
	顛末書 (1枚目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6行目37文字目から7行目18文字目まで ・ 7行目30文字目から38文字目まで ・ 10行目6文字目から12行目21文字目まで ・ 17行目8文字目から18行目17文字目まで ・ 18行目33文字目から19行目20文字目まで ・ 21行目31文字目から22行目31文字目まで ・ 23行目13文字目から33行目行末まで
文書4	〔本件懲戒処分3〕	
	事情聴取記録①②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問内容とそれに対する回答内容の詳細の全て
	顛末書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表題, 定型的事項を除く本文中, ・ 1行目23文字目から31文字目まで及び2行目33文字目から6行目23文字目まで
	状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目33文字目から2行目2文字目まで ・ 3行目9文字目から24文字目まで ・ 4行目18文字目から行末まで ・ 5行目6文字目から17文字目まで ・ 9行目1文字目から3文字目まで, 9文字目から14文字目まで及び21文字目から26文字目まで ・ 12行目14文字目から18文字目まで及び20文字目から22文字目まで ・ 13行目27文字目から32文字目まで ・ 14行目32文字目から35文字目まで ・ 18行目17文字目から19文字目まで ・ 19行目30文字目から20行目8文字目まで ・ 23行目18文字目から24行目行末まで ・ 26行目3文字目から5文字目まで ・ 27行目22文字目から24文字目まで ・ 28行目31文字目から33文字目まで ・ 31行目3文字目から33行目行末まで
	実施機関への報告文書等	表紙
2		・ 項目名の1文字目から11文字目まで
3		・ 項目名の1文字目から11文字目まで
4		・ 項目名の1文字目から9文字目まで
5		・ 項目名の1行目1文字目から2行目7文字目まで
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目13文字目から23文字目まで及び32文字目から34文字目まで ・ 3行目12文字目から6行目1文字目まで 	

		2	<ul style="list-style-type: none"> ・項目名の1文字目から11文字目まで ・1行目39文字目から2行目20文字目まで ・2行目38文字目から3行目1文字目まで ・3行目7文字目, 8文字目, 28文字目及び29文字目 ・4行目13文字目, 14文字目
		2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・2行目8文字目から3行目36文字目まで ・4行目4文字目, 5文字目及び21文字目から24文字目まで ・5行目18文字目から26文字目まで ・6行目1文字目から4文字目まで
		3	項目名の1文字目から11文字目まで
		3(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・1行目12文字目から15文字目まで及び18文字目から35文字目まで ・2行目26文字目から33文字目まで及び37文字目から3行目21文字目まで ・4行目7文字目から9文字目まで ・5行目7文字目から26文字目まで ・6行目4文字目, 5文字目及び18文字目から25文字目まで ・6行目38文字目から7行目11文字目まで ・7行目27文字目から29文字目まで <p>2頁目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3行目20文字目から22文字目まで ・4行目1文字目から19文字目まで ・5行目2文字目から9文字目まで及び33文字目から同行行末まで ・6行目8文字目から15文字目まで及び39文字目から7行目5文字目まで ・7行目20文字目から27文字目まで ・9行目8文字目から15文字目まで及び29文字目から36文字目まで ・10行目31文字目から34文字目まで
		3(2)	<p>① 1行目31文字目から34文字目まで (指示番号を除く。)</p> <p>② 1行目19文字目から22文字目まで及び2行目23文字目から30文字目まで (同上)</p> <p>③ 2行目25文字目から27文字目まで (同上)</p>
		3(3)	<p>① 1行目36文字目から2行目3文字目まで (同上)</p> <p>② 2行目20文字目から34文字目まで (同上)</p>

		3 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目38文字目から 2 行目 7 文字目まで及び 2 行目 24文字目から27文字目まで ・ 3 行目18文字目から22文字目まで ・ 5 行目15文字目, 16文字目 <p>3 頁目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 行目25文字目から35文字目まで ・ 4 行目14文字目, 15文字目 ・ 6 行目13文字目から15文字目及び27文字目から37文字目まで ・ 8 行目 9 文字目から13文字目まで ・ 8 行目40文字目から 9 行目 2 文字目まで ・ 9 行目 8 文字目から14文字目まで ・ 11行目 6 文字目から13文字目まで ・ 17行目19文字目から21文字目まで, 24文字目から35文字目まで及び40文字目から18行目 1 文字目まで ・ 19行目25文字目から27文字目まで
		4	項目名の 1 文字目から 9 文字目まで
		4 (1)	2 行目19文字目から 3 行目 5 文字目まで
		4 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目名の 4 文字目, 5 文字目 ・ 1 行目 5 文字目から 9 文字目まで ・ 2 行目26文字目から35文字目まで ・ 5 行目23文字目から29文字目まで <p>4 頁目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目39文字目から 2 行目 2 文字目まで ・ 2 行目33文字目, 34文字目 ・ 5 行目29文字目から39文字目まで ・ 6 行目26文字目から36文字目まで ・ 8 行目31文字目から 9 行目 1 文字目まで ・ 13行目30文字目から14行目 3 文字目まで ・ 14行目25文字目から35文字目まで ・ 16行目11文字目から21文字目まで及び30文字目から32文字目まで ・ 17行目 7 文字目から28文字目まで及び37文字目, 38文字目 ・ 18行目 3 文字目, 4 文字目 ・ 20行目22文字目から32文字目まで ・ 22行目38文字目から同行行末まで ・ 24行目 1 文字目から 5 文字目まで及び32文字目から37文字目まで ・ 25行目 7 文字目から19文字目まで及び39文字目から26行目 4 文字目まで

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 27行目 1 文字目から 5 文字目まで ・ 30行目 13文字目から 33文字目まで ・ 31行目 3 文字目から 16文字目まで及び 41文字目 ・ 32行目 1 文字目, 2 文字目及び 12文字目から 35文字目まで ・ 34行目 9 文字目, 10文字目 ・ 36行目 39文字目から 同行行末まで <p>5 頁目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目 1 文字目から 8 文字目まで ・ 3 行目 12文字目から 22文字目まで及び 27文字目から 29文字目まで ・ 4 行目 11文字目から 13文字目まで ・ 5 行目 28文字目から 6 行目 4 文字目まで及び 32文字目から 7 行目 1 文字目まで ・ 7 行目 4 文字目 20文字目まで ・ 13行目 11文字目から 15文字目まで ・ 14行目 14文字目, 15文字目 ・ 15行目 3 文字目から 5 文字目まで ・ 16行目 40文字目から 17行目 2 文字目まで ・ 18行目 29文字目から 19行目 行末まで ・ 20行目 18文字目から 22文字目まで ・ 21文字目 15文字目から 同行行末まで ・ 22行目 22文字目から 26文字目まで ・ 23行目 36文字目から 38文字目まで ・ 24行目 8 文字目から 18文字目まで及び 28文字目から 30文字目まで
		5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目名の 1 文字目から 18文字目まで
		5 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 行目 1 文字目から 4 文字目まで ・ 4 行目 4 文字目から 8 文字目まで ・ 6 行目 6 文字目から 21文字目まで及び 33文字目から 37文字目まで ・ 8 行目 13文字目から 16文字目まで <p>6 頁目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目 7 文字目から 9 文字目まで ・ 2 行目 1 文字目から 3 文字目まで及び 17文字目から 19文字目まで ・ 3 行目 26文字目から 4 行目 11文字目まで及び 36文字目から 38文字目まで ・ 5 行目 21文字目から 25文字目まで及び 37文字目から 同行行末まで

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 8 行目25文字目から28文字目まで ・ 9 行目21文字目から25文字目まで
		5 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 行目 2 文字目から 7 文字目まで ・ 4 行目20文字目から23文字目まで ・ 5 行目28文字目から31文字目まで ・ 14行目 4 文字目から11文字目まで ・ 16行目40文字目から17行目 1 文字目まで ・ 17行目 8 文字目から10文字目まで ・ 18行目36文字目から19行目 7 文字目まで <p>7 頁目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 行目 7 文字目から13文字目まで及び35文字目から37文字目まで ・ 5 行目 1 文字目から 3 文字目まで及び12文字目から14文字目まで ・ 10行目 9 文字目から17文字目まで ・ 17行目34文字目から36文字目まで ・ 20行目19文字目から36文字目まで ・ 24行目 7 文字目から10文字目まで及び15文字目から19文字目まで ・ 25行目35文字目及び37文字目まで ・ 30行目39文字目から31行目 1 文字目まで ・ 31行目 6 文字目から10文字目まで ・ 32行目30文字目から33文字目まで及び35文字目から38文字目まで
		6	記載内容の全て

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
16. 8. 12	・ 諮問を受けた。
16. 8. 26	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
16. 11. 26	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
16. 12. 10	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
17. 2. 14	・ 審査請求人から意見書を収受した。
17. 2. 21	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
29. 6. 26 (平成29年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 7. 21 (平成29年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 8. 22 (平成29年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 9. 26 (平成29年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 10. 31 (平成29年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 (部 会 長)	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授